

議案第3号

杉並区職員の配偶者同行休業に関する条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、第2項、第6項及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年を超えない範囲内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げる事由に該当するものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として任命権者が定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者同行休業に係る配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は当該配偶者の外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号）第15条第1項、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号）第18条第1項又は杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号）第17条第1項に規定する妊娠出産休暇を承認することとなったこと。

(3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その

旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号に掲げる事由に該当することとなった場合

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第5条の申請その他の配偶者同行休業に係る手続に関し必要な行為は、施行日前においてもすることができる。
- 3 杉並区職員定数条例（昭和29年杉並区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 配偶者同行休業者

- 4 杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「なつた職員」の次に「、同法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員」を、「その休職」の次に「、配偶者同行休業」を加える。

- 5 杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和50年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条の3第4項中「第6号」を「第7号」に、「第7号」を「第8号」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 配偶者同行休業（地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休

業をいう。以下同じ。)の期間

第12条第4項中「要しなかつた期間」の次に「及び配偶者同行休業をした期間」を加える。

- 6 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「なった職員」の次に「、同法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員」を、「その休職」の次に「、配偶者同行休業」を加える。

- 7 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「なった職員」の次に「、同法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員」を、「その休職」の次に「、配偶者同行休業」を加える。

- 8 杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年杉並区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 職員の休業に関する状況

（提案理由）

配偶者同行休業に関し必要な事項を定める等の必要がある。

杉並区職員の配偶者同行休業に関する条例新旧対照表

附則第3項による改正（杉並区職員定数条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(職員の定数)	(職員の定数)
第4条 略	第4条 略
2 略	2 略
3 次に掲げる職員の定数は、これを定数外とする。	3 次に掲げる職員の定数は、これを定数外とする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
<u>(4) 配偶者同行休業者</u>	
<u>(5) 略</u>	<u>(4) 略</u>
<u>(6) 略</u>	<u>(5) 略</u>
<u>(7) 略</u>	<u>(6) 略</u>
<u>(8) 略</u>	<u>(7) 略</u>
<u>(9) 略</u>	<u>(8) 略</u>
4 略	4 略

附則第4項による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(休職者等の給与)	(休職者等の給与)
第26条 略	第26条 略
2 地方公務員法第55条の2第5項の規定により休職となつた職員、 <u>同法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員及び育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中の職</u>	2 地方公務員法第55条の2第5項の規定により休職となつた職員_____
	_____及び育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中の職

員（以下「育児休業中の職員」という。）には、その休職、配偶者同行休業又は育児休業の期間中、いかなる給与も支給しない。

3 略

員（以下「育児休業中の職員」という。）には、その休職_____又は育児休業の期間中、いかなる給与も支給しない。

3 略

附則第5項による改正（杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第11条の3 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（第1号から<u>第7号</u>までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、<u>第8号</u>に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）をいう。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>配偶者同行休業（地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同</u></p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第11条の3 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（第1号から<u>第6号</u>までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、<u>第7号</u>に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）をいう。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

<p>行休業をいう。以下同じ。)の期間</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうちに前条第4項に規定する休職月等が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業をした期間及び育児短時間勤務等をした期間については、3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間及び配偶者同行休業をした期間)については、その月数)を前3項の規定により計算した<u>在職期間</u>から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りでない。</p> <p>5～8 略</p>	<p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうちに前条第4項に規定する休職月等が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業をした期間及び育児短時間勤務等をした期間については、3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間_____ _____)については、その月数)を前3項の規定により計算した<u>在職期間</u>から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りでない。</p> <p>5～8 略</p>
--	---

附則第6項による改正(杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
(休職者等の給与)	(休職者等の給与)

間中、いかなる給与も支給しない。
3 略

間中、いかなる給与も支給しない。
3 略

附則第8項による改正（杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 職員の休業に関する状況</u></p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p>